

一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令等について

令和3年3月29日

経済産業省

高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、液化ガスを供給するための定置式製造設備であるコールド・エバポレータ（以下「CE」という。）について、近年、様々な設備構成のものが現れ、法令上の運用に差異が生じている状況に鑑み、CEの定義を明確化し、運用の統一化を図るための見直しを行うものである。

また、法の適用除外となるエアゾールに求められる容器への表示方法に関連して、エアゾール等製品の試験方法を定めている日本産業規格（JIS）や容器に表示すべき事項の表示に係る業界自主基準が制定されたことを受け、これらを当該表示方法に係る要件に引用する等、エアゾール等製品の適切な試験及び表示の実施を図るための改正を行うものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）
- ・ 高圧ガス保安協会規則（昭和41年通商産業省令第55号。以下「協会則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「指定機関則」という。）
- ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）
- ・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）

- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第3号。以下「一般則例示基準」という。）
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第5号。以下「コンビ則例示基準」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

（１）ＣＥの定義見直し等【一般則、協会則、コンビ則、指定機関則、製造細目告示、一般則例示基準、コンビ則例示基準、基本通達】

ＣＥについては、一般則第2条第1項第18号ト(ハ)及びコンビ則第2条第1項第19号ト(ハ)において、「専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備」と定義され、これに該当する場合、法第8条に基づき、一般則第6条の2及びコンビ則第5条の2に規定する製造に係る技術上の基準等が適用されている。

近年、貯槽や蒸発器に加えポンプや圧縮機の処理設備等が接続された、より複雑化した設備構成のものが現れ、法令上のＣＥに該当する設備構成の範囲の捉え方について、自治体ごとに運用に差異が生じている。

このため、ＣＥに関する実態調査及び関係業界団体・有識者等による審議を経て、貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）及び蒸発器のみで構成される定置式製造設備をＣＥとするよう、定義を明確化する。これに伴い、協会則及び指定機関則で定めているＣＥの定義についても同様に規定を見直すほか、ＣＥの運用の適正化に係る改正を行う。

（２）適用除外となるエアゾール製品の火炎長試験の見直し等【政令関係告示、基本通達】

整髪料、消臭剤、殺虫剤等として使用されているエアゾール内の高圧ガスは、その容器の内容積、圧力、注意事項の表示等について政令関係告示第4条第2号及び第3号で定める要件を満たすことで、法の適用が除外されている。

適用除外となるエアゾールの容器に表示すべき事項は、火炎長試験による内容物の火炎の発生の有無によって、その内容は異なる。現行の火炎長試験の方法は、泡状エアゾール製品等で試験を行うと適切な結果を得ることが困難であることから、業界の自主的な基準による方法で運用されてきたところである。今般、適用除外となるエアゾール製品等の試験方法を定めた JIS S 3301 が制定され、泡

状エアゾール製品等に適用可能な試験方法が当該 JIS で示されていることから、告示の火炎長試験の方法として、当該 JIS 規格を引用するよう見直しを行う。併せて、JIS の試験名称に合わせ、政令関係告示の「火炎長試験」を「火炎発生状態試験」に改称する。

また、業界において、容器に表示すべき事項の表示に係る自主基準として「エアゾール等製品の表示自主基準」（一般社団法人日本エアゾール協会）が定められたことから、当該自主基準を活用できるよう基本通達の見直しを行う。

（３）その他表現の適正化等【政令関係告示、基本通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

３．今後のスケジュール

令和３年３月 29 日 公布・施行

※２．（１）に係る改正は令和３年４月１日施行